

写

議案第六十二号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
ことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求めらる。

昭和五十年七月三日

三朝町長 櫻 村 誠

昭和五拾年七月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第
二十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数				
	十年以上 十五年末満	十五年以上 二十年末満	二十年以上 二十五年末満	二十五年以上 三十年末満	三十年以上
団 長	¥100000	¥100000	¥110000	¥120000	¥130000
副 団 長	¥80000	¥80000	¥100000	¥110000	¥120000
分団長及び副分団長	¥70000	¥80000	¥90000	¥100000	¥110000
部長及び班長	¥50000	¥50000	¥60000	¥70000	¥80000
団 員	¥30000	¥30000	¥40000	¥50000	¥60000

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(別表の適用)

第二条 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)(別表の規定は、昭和五十年四月一日以後退職した非常勤消防団員(次条にかいて「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)(について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の経過措置)

第三条 昭和五十年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。